

消費税

# 軽減税率制度 をチェック!

— 制度を理解して早めの準備を —

公益財団法人  
全国生活衛生営業指導センター

監修／七野恭子（七野恭子税理士事務所）



# はじめに

2019年10月1日より、消費税率を10%に引上げると同時に、食料品等の税率を8%とする消費税軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度では消費税率が10%と8%の2つになることから、軽減税率の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書の様式変更や区分経理の実施など、事業者にとって新たな負担が発生し、さまざまな混乱が生じることが予想されます。

本冊子では、軽減税率制度の概要、事務にかかわる確認事項、国の支援策等を、ポイントを絞ってわかりやすく解説し、書き込みできるチェック表も掲示しています。

事業者の皆さんにとってどのような影響があるのかを把握し、早めの準備を進めていただけたらと思います。

## 目次

—消費税軽減税率制度をチェック！

### 1 軽減税率制度

- ◆ 基本の消費税率は10% ..... 4

### 2 軽減税率を業種別にチェック

理容・美容	6
興行（映画館）	8
公衆浴場	9
旅館・ホテル	10
飲食店	11

### 3 変更となる事務処理を確認

- ◆ 仕入の際の確認事項例 ..... 12
- ◆ 税率を確認してチェック表を作成 ..... 13

### 4 価格表示の方法

14

### 5 請求書の記載事項

16

### 6 国の支援策・融資制度

17

#### 補足

- ◆ 消費税転嫁の注意点 ..... 18
- ◆ 消費税転嫁対策特別措置法 ..... 19

# 1 軽減税率制度

## ◆ 基本の消費税率は10%

2019年10月1日より、消費税率は現在の8%から10%に引上げられますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により、8%になります。

軽減税率の対象となるのは、生活必需品である飲食料品と、週2回以上発行で定期購読されている新聞（電子版は対象外）です。ただし、飲食料品のすべてが軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。

8%

軽減税率対象



10%

標準税率対象

外食



レストラン等  
での食事

酒類



ワイン

その他



医薬品・  
医薬部外品等



水道水

## Advice

### 水道水は標準税率対象！

飲み水としてはもちろん、炊事、風呂、トイレ等に使用する水は、生活のあらゆる場面で使用します。水道水は「食品」としての水と、「生活用水」としての水が混然一体となって提供されるため、軽減税率の適用対象にはなりません。

ただし、ミネラルウォーターなどの飲料水は食品に該当するため、その販売は軽減税率の適用対象となります。

8%

#### ミネラル ウォーター

人の飲用のみ



10%

#### 水道水

人の飲用のほかに、掃除、風呂、トイレ等の生活用水が混在



## Advice

### 「外食」は軽減税率の対象とならない

外食の定義は、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食した場合で、軽減税率の対象外となります。テイクアウト、持ち帰り、出前、屋台での軽食（飲食設備がない）などは外食にあたらず、軽減税率の適用となります。

8%

#### 外食に あたらない

- ・テイクアウト、  
持ち帰り、出前、  
宅配、お土産
- ・屋台での軽食  
(テーブル・椅子等の  
飲食設備がない場合)

①サービス要件

②飲食設備要件なし



10%

#### 外食・ ケータリング等

- ・店内飲食  
(イートイン含む)
- ・ケータリング・  
出張料理等

①サービス要件

②飲食設備要件



## 2 軽減税率を業種別にチェック

### 理容・美容

#### ◆店内でケーキやお茶を提供

施術代は標準税率の対象ですので10%です。ただし、待っているお客様にケーキやお茶等を提供した場合を考えます。

##### 1 ケーキ、お茶をサービスとして提供の場合

ケーキ、お茶代は **サービスで0円**。

施術代のみ**標準税率 10%** になります。

##### 2 ケーキ代、お茶代として請求する場合

ケーキ、お茶は**外食扱い**になるので

**税率は 10%** となり、

施術代の10%と合わせて徴収します。



## ◆店内でサプリメントを販売

店内で、サプリメント等を販売する場合、「医薬品・医薬部外品」については軽減税率の対象外となり、それらに該当しない特定保健用食品（「トクホ」）等は食品の扱いとなり、軽減税率が適用されます。



特定保健用食品



医薬品・医薬部外品



※販売しているサプリメントが医薬品・医薬部外品なのか?  
特定保健用食品なのか？を確認しましょう！

## 興行(映画館)

映画館などの興行の鑑賞料は10%です。ただし、館内の売店等での販売に関しては、標準税率と軽減税率適用のケースが出てきます。

- 1 パンフレット、  
グッズ類の販売** → 10%
- 2 売店でポップコーン、  
ジュース等の販売** → 8%  
(飲食料品の販売で軽減税率の適用)
- 3 売店のそばにテーブル、  
椅子等を設置しての飲食** → 10%  
(テイクアウト用の容器や包装の場合は8%)
- 4 飲食メニューを  
座席等に設置して、  
お客様の注文に応じて  
食事を提供** → 10%
- 5 事前に予約を取って  
座席での飲食を提供** → 10%



## 公衆浴場

公衆浴場の入浴料は10%です。浴場内でのジュース類の販売も10%となります。

### 1 浴場内での ジュース類の販売

(施設内での飲食とみなされるため)

10%

#### Advice

施設内の飲料は飲食とみなされ  
軽減税率対象外！

飲料は基本的には「飲食料品」ということで軽減税率の対象になりますが、施設内の飲食は外食の扱いとなり、軽減税率適用とはなりません。



## 旅館・ホテル

旅館、ホテルの宿泊料は10%になります。ただし、お土産コーナーの商品や部屋の冷蔵庫の飲み物、自販機の飲み物など、同じ施設内であるにもかかわらず、税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）が混在します。

- 1 施設内のレストランでの食事代 ..... **10%**
- 2 お土産コーナーの  
まんじゅう等の飲食料品 ..... **8%**
- 3 お土産コーナーのグッズ類 ..... **10%**  
（キーホルダー等）
- 4 施設内で販売されている焼きまんじゅう  
を施設内のベンチで食べる ..... **10%**
- 5 部屋の冷蔵庫の飲み物（酒類を除く） ..... **8%**
- 6 ルームサービス ..... **10%**
- 7 施設内の自販機で飲み物購入 ..... **8%**

食品なので

**8%**



食事の提供で

**10%**



ルームサービスは、客  
室内のテーブル、椅子  
等の飲食設備がある場  
所で食事を提供するた  
め、標準税率の対象に  
なります。

# 飲食店

飲食店の場合は、基本は「食事の提供」ですので、標準税率の10%になります。ただし、出前、ケータリング、お土産などで税率は変わってきます。

- 1 店内での飲食 ..... ➔ 10%
- 2 出前、宅配 ..... ➔ 8%
- 3 ケータリング ..... ➔ 10%
- 4 テイクアウト・お土産品 ..... ➔ 8%



### 3 変更となる事務処理を確認

軽減税率を業種別にチェックしてきましたが、仕入と販売のそれぞれで8%、10%が混在することを理解できたと思います。この制度の導入によって、事務処理の変更が伴うことになります。飲食料品等の軽減税率対象品目を扱う業種の場合は、レジの入替や受発注システムの改修と会計システムの新規導入などが必要になる可能性があります。

#### ◆仕入の際の確認事項例

**飲食店の場合** (仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在)



#### [確認事項]

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないか確認
- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

#### ◆税率を確認してチェック表を作成

消費税率10%への引上げ、軽減税率の導入により、個々の商品、サービスがどの税率になるのかを把握する必要があります。チェック表を作成して税率を1つ1つ書き入れ、早めの準備に取りかかりましょう。

## 仕入

販売

## 4 価格表示の方法

消費税率の引上げにともなって、価格表示の変更が必要になってくるか検討が必要です。消費税転嫁対策特別措置法の施行により、「総額表示」が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が可能になりました。

### 総額表示

10,800円(税込)



11,000円(税込)

総額が変わるので  
変更の必要あり

### 外税表示

10,000円 + 税

「+ 税」は  
変わりませんので、  
変更の必要は  
ありません

### 税抜価格の強調表示 (税抜価格と税込価格の併記)

10,000円  
(税込 11,000円)

総額が変わるので  
変更の必要あり

## Advice

飲食店（店内飲食とテイクアウト等の両方を行う）の価格表示の具体例を、総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示のそれぞれのケースで示します。いずれの場合も、店内飲食とテイクアウト等では適用税率が異なる点の注意喚起が望ましいです。

### 総額表示の場合

#### メニュー

##### 店内飲食（テイクアウト）

カレーライス	.....	600円	(589円)
焼きそば	.....	650円	(638円)
ウーロン茶	.....	200円	(196円)

### 外税表示の場合

#### メニュー

##### 本体価格 (店内飲食／テイクアウト)

かけうどん	.....	500円	(50円/40円)
おにぎりセット	.....	550円	(55円/44円)
かつ丼	.....	600円	(60円/48円)

### 税抜価格の強調表示の場合

#### 店内飲食メニュー

ざるうどん	.....	500円(税込550円)
月見うどん	.....	550円(税込605円)
カレーライス	....	600円(税込660円)

#### テイクアウトメニュー

ざるうどん	.....	500円(税込540円)
月見うどん	.....	550円(税込594円)
カレーライス	....	600円(税込648円)

## 5 請求書の記載事項

8%、10%の2つの消費税を把握するために、請求書等の記載事項の追加が必要になります。**2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が実施されます。**

経過措置も設けられていますので、詳細については税務署等に確認してください。

請求書等		記載項目	
③適格請求書等	②区分記載請求書等	①請求書発行者の氏名または名称	
		取引年月日	
		取引内容	
		対価の額	
		書類の交付を受ける者の氏名または名称	
①軽減税率の対象品目である旨			
②税率ごとに合計した対価の額			
③登録番号			
④税率ごとの消費税額			

# 6 国の支援策・融資制度

複数税率に対応するために、レジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合は、国の補助金制度が利用できます。

補助金の詳細については、「軽減税率対策補助金事務局」に確認してください。

## A型 複数税率対応レジの導入支援

概要	複数税率に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援
補助対象	複数税率に対応したレジ（タブレット等を利用したレジ、レシートプリンタ・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー等も含む）の導入・改修 ※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表
補助率	3/4（3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5、タブレット等は1/2）
補助上限額	レジ1台あたり20万円（商品マスターの設定が必要な場合は40万円） 複数台申請する場合は1事業者あたり200万円
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>レジ等導入後の申請（事後申請）となります。一部販売店等による代理申請も可能です。</li><li>詳細については、下記へお問合せください。</li></ul>

## B型 発注システムの改修等支援

概要	複数税率に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者等を支援
補助対象	複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替
補助率	3/4（補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品等では1/2）
補助上限額	小売事業者等の発注システムの場合 → 1,000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 → 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 → 1,000万円
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います（システムベンダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です）。</li><li>ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請（事後申請）となります。</li><li>詳細については、下記へお問合せください。</li></ul>

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局 TEL：0570-081-222 URL：<http://kzt-hojo.jp>

## 補足

### ◆消費税転嫁の注意点

消費税の価格転嫁ができないと、売上・利益が減少します。すべての商品一律に転嫁できれば問題ないのですが、消費税分を転嫁できない場合は、利益が確保できないケースも出てきます。

#### 消費税率8%の場合

売上額(税込)	20,000円
売上額(税抜)	18,519円
消費税額	1,481円



#### 消費税率10%になっても 販売価格を据置いた場合

売上額(税込)	価格据置 20,000円
売上額(税抜)	18,182円
消費税額	1,818円

税抜の売上額が  
337円も減少！

# ◆消費税転嫁対策特別措置法

消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、消費税価格転嫁特別措置法が施行され、4つの特別措置が定められました（特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の2021年3月31日まで）。

## 1 転嫁拒否の禁止

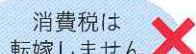
特に買いたたきには  
注意しましょう。



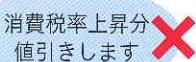
飲食料品と  
一緒に買うので  
8%のままに  
してよ

## 2 消費税分を値引きする 等の宣伝広告の禁止

「消費税分は転嫁しません」などの文言は禁止です。



消費税は  
転嫁しません



消費税率上昇分  
値引きします

消費税相当分、  
次回に利用できる  
ポイントに  
付与します



## 3 「外税表示」 「税抜価格強調」が可能

「価格表示はわかりやすく」を  
心がけることが重要です。

### ◆外税表示

10,000円 + 税

表示している  
価格が  
税込価格であると  
誤認されないための  
措置が必要

### ◆税抜価格の強調表示

10,000円  
(税込11,000円)

税込価格を  
明瞭に表示する  
ことが必要

## 4 転嫁カルテル、 表示カルテルが可能

業界が消費税に転嫁の方法の決定を共同で行うこと、表示方法を統一することができます（本体価格や税込価格そのものの決定は独占禁止法に違反します）。

各事業者がそれぞれ  
自主的に定めている  
本体価格に消費税分を  
上乗せしましょう

転嫁カルテル

個々の価格に、  
税込価格を表示した上、  
「+税」と表示  
しましょう

表示カルテル

